

第 4 回 城里町 下水道審議会

審議会説明資料(抜粋版)



町 章



下水道マンホール蓋



ホロル

平成 30 年 2 月 9 日

城 里 町 下 水 道 課

※これまでの資料の抜粋となりますが、説明の都合上、一部内容を修正してあります。

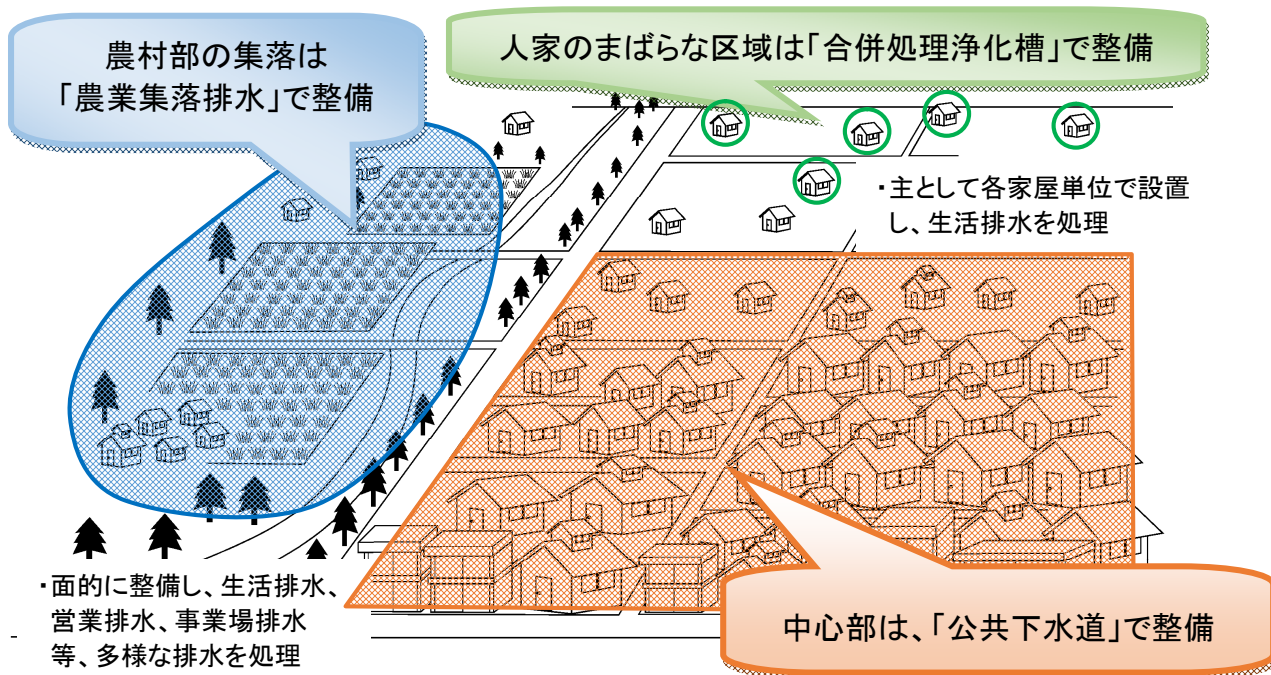
【平成29年8月31日 第1回下水道審議会】

1. 汚水処理事業の概要説明
2. 城里町の汚水処理普及状況
3. 流域地区の公共下水道事業計画区域拡大の推移
4. 汚水処理整備区域図と将来計画

1 汚水処理事業の概要説明

城里町の汚水処理事業は、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽となります。

図 1-1 汚水処理施設の種類イメージ図



【出典】: 国土交通省 HP 下水道のしくみと種類 下水道と他の汚水処理施設

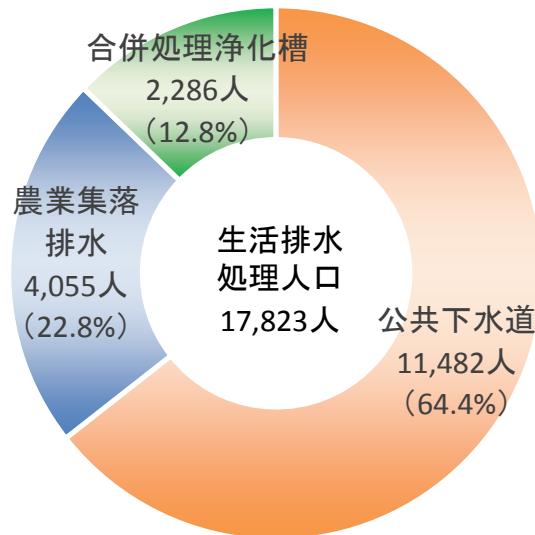
表 1-1 生活排水処理施設の概要

項目	【集合処理方式】		【個別処理方式】
	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽
(1) 施設の特徴	・管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理する。	・管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理する。	・各家庭に浄化槽を設置し、排水を各家屋で処理する。
(2) 処理地域	・公共: 市街地 ・特環: 郊外	・農業集落区域	・各家庭
(3) 放流又は公共水域の水質保全効果	・安定した水質を確保 (地方公共団体が管理)	・安定した水質を確保 (地方公共団体が管理)	・安定した水質確保ができない場合あり (個人が管理)
(4) 事業効率	・人口密度の高い区域で事業効率が低い。	・まとまった集落で事業効率が低い。	・家屋の散在した集落で効率性が高い。
(5) 供用開始までの期間	・通常 5~20 年程度 ・供用開始に時間を要する。	・通常 3~5 年程度 ・比較的早期に供用開始が望める。	・届出後、2 週間程度 ・速やかに汚水処理の効果が望める。

2 城里町の污水処理普及状況

本町における污水処理事業である「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併処理浄化槽」の人口内訳を次に示します。

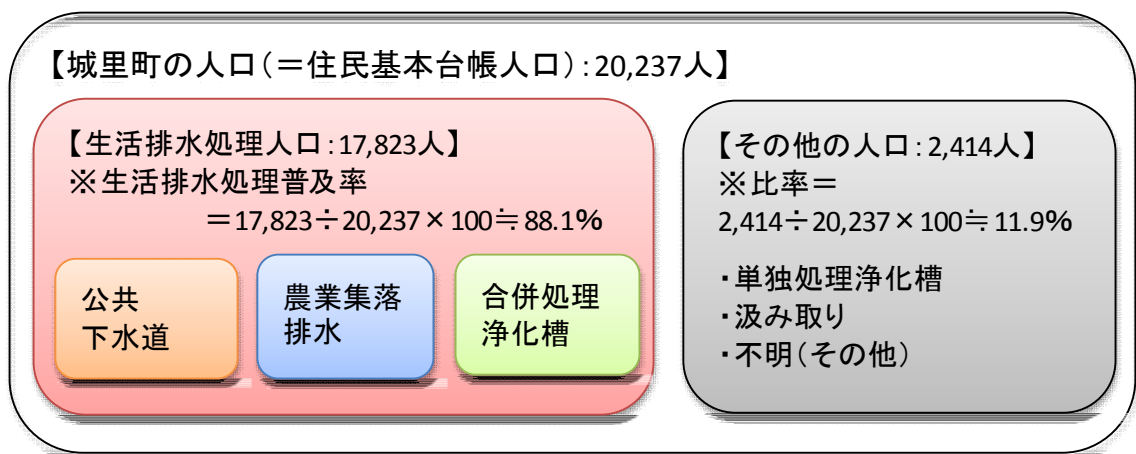
図 2-1 生活排水処理人口の内訳(平成 29 年 3 月 31 日現在)



※生活排水処理人口は、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽で処理可能な人数のことです。
 ※合併処理浄化槽の人数 2,286 人は、公共下水道区域内と農業集落排水区域内の合併処理浄化槽の人数 1,128 人を差し引いております。

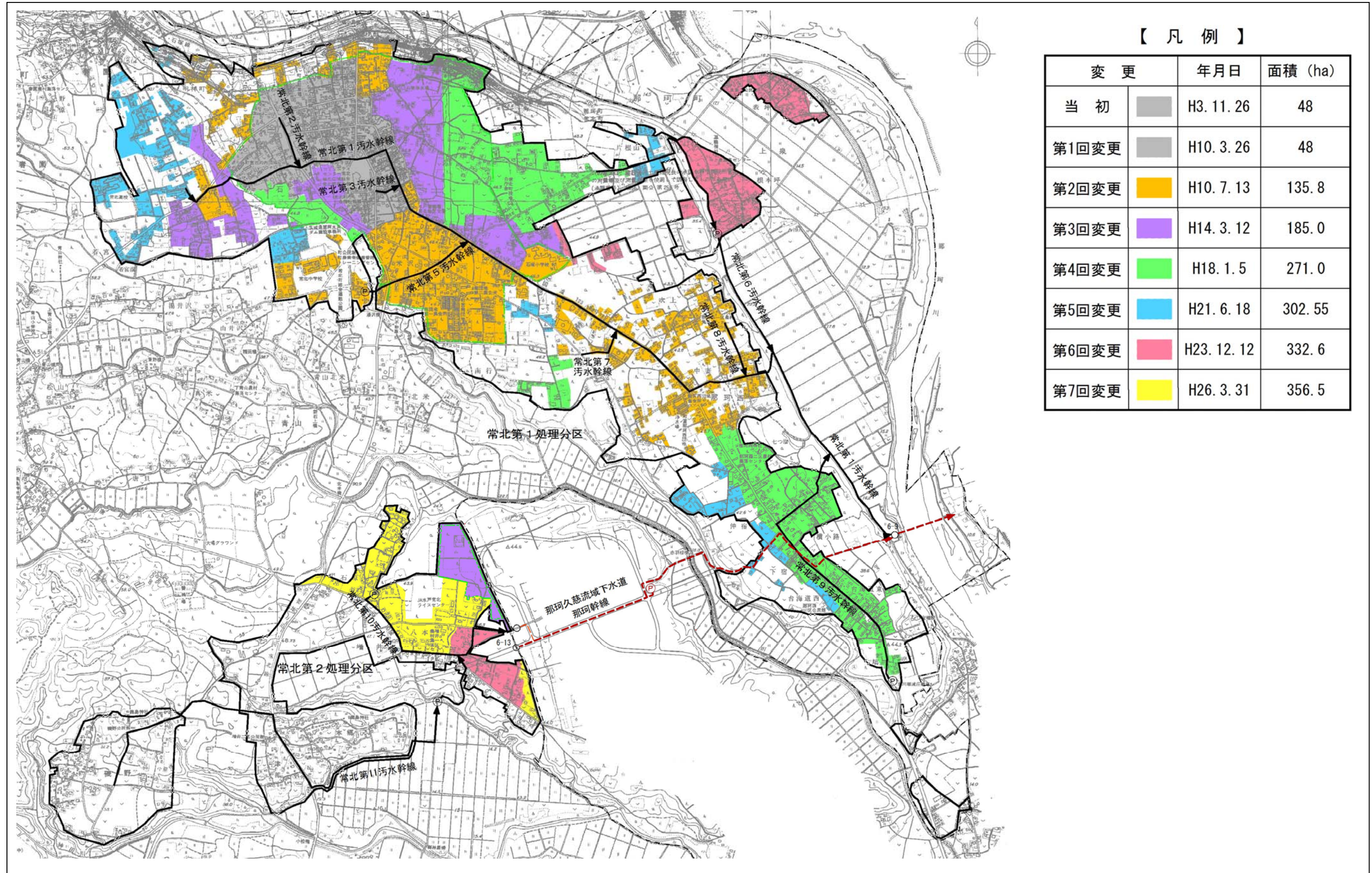
なお、生活排水処理以外の処理方法は、単独処理浄化槽・汲み取り・不明(その他)となります。

図 2-2 人口に対する生活排水処理人口の概念図



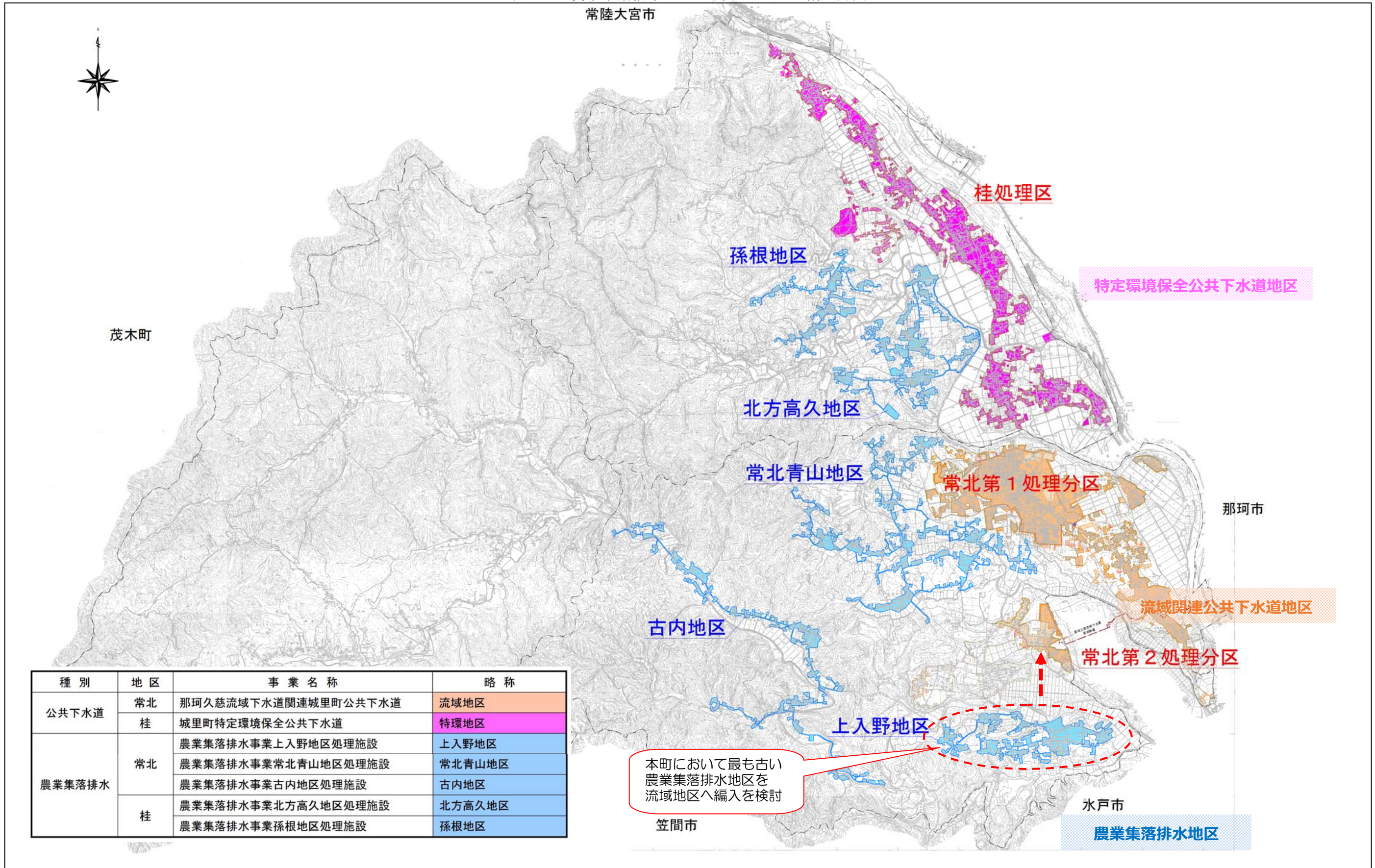
3 流域地区の公共下水道事業計画区域拡大の推移

図 3-1 流域地区における区域拡大の推移状況平面図



4 污水处理整備区域図と将来計画

図 4-1 農業集落排水地区の流域地区への編入計画
常陸大宮市



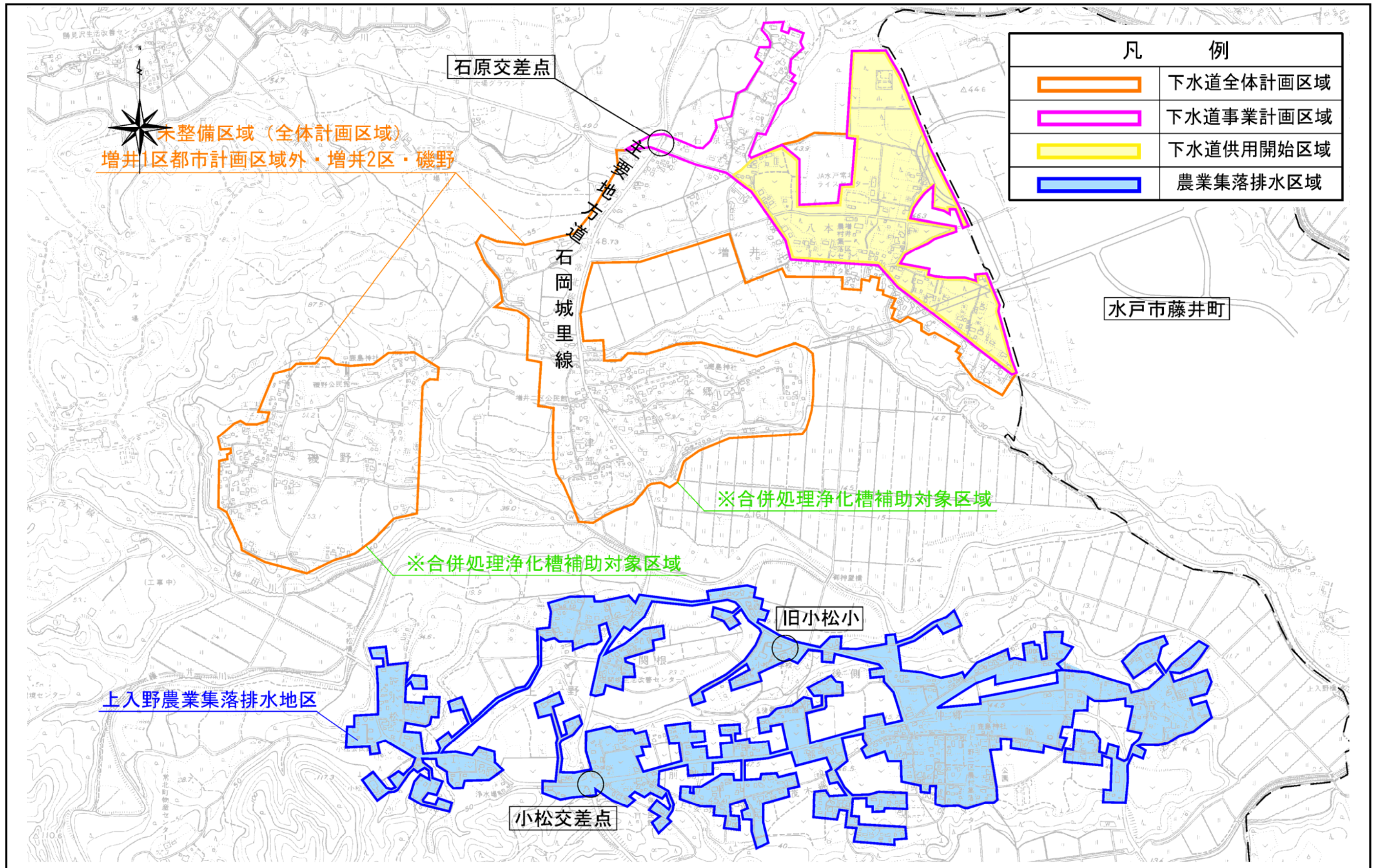
種別	地区	事業名称	略称
公共下水道	常北	那珂久慈流域下水道関連城里町公共下水道	流域地区
	桂	城里町特定環境保全公共下水道	特環地区
農業集落排水	常北	農業集落排水事業上入野地区処理施設	上入野地区
		農業集落排水事業常北青山地区処理施設	常北青山地区
		農業集落排水事業古内地区処理施設	古内地区
	桂	農業集落排水事業北方高久地区処理施設	北方高久地区
		農業集落排水事業孫根地区処理施設	孫根地区

【平成29年11月6日 第2回下水道審議会】

1. 流域地区の未整備区域の周辺状況
2. 公共下水道の接続率の現状
3. 公共下水道の接続率向上の取組み

1 流域地区の未整備区域の周辺状況

図 1-1 流域地区の未整備区域及び周辺の状況



2 公共下水道の接続率の現状

2.1 公共下水道の接続率(平成 29 年 3 月 31 日現在)

城里町の公共下水道における接続率を茨城県内の近隣自治体の接続率と比較いたします。

図 2-1 城里町と県内近隣自治体の公共下水道の接続率

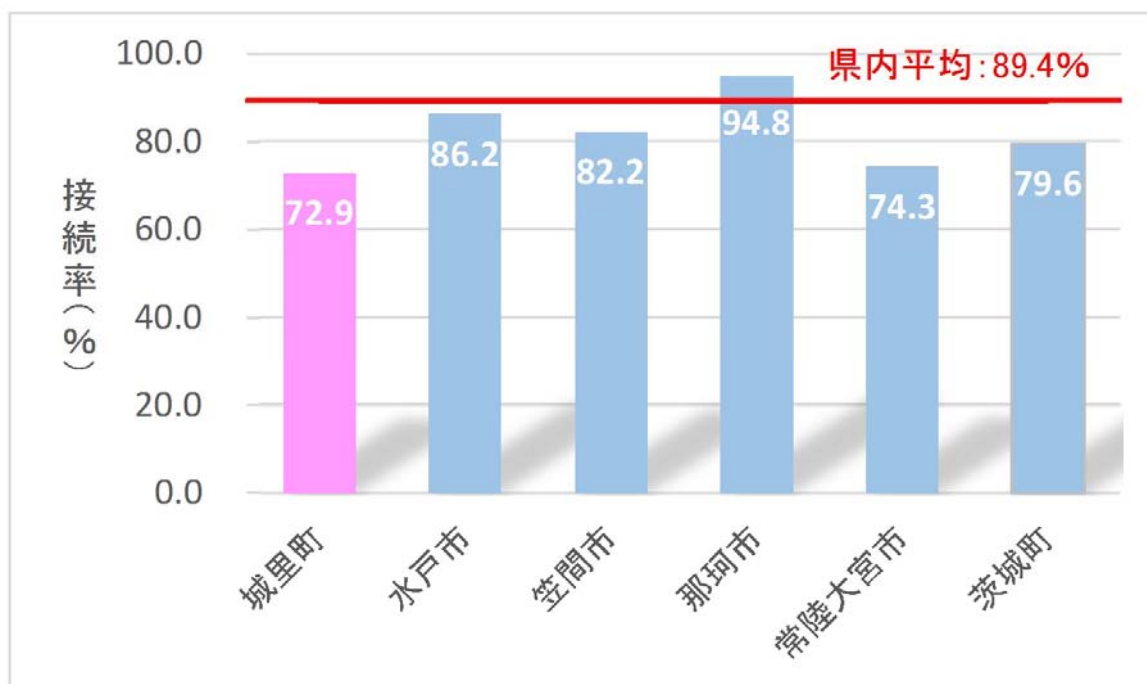


表 2-1 城里町と県内近隣自治体の公共下水道の接続率

自治体	城里町	水戸市	笠間市	那珂市	常陸大宮市	茨城県
行政人口 (人)	20,237	272,525	77,271	55,312	43,264	33,042
処理人口 (人)	11,482	212,460	35,138	28,155	10,146	7,733
接続人口 (人)	8,367	183,071	28,866	26,677	7,542	6,158
接続率 (%)	72.9	86.2	82.2	94.8	74.3	79.6

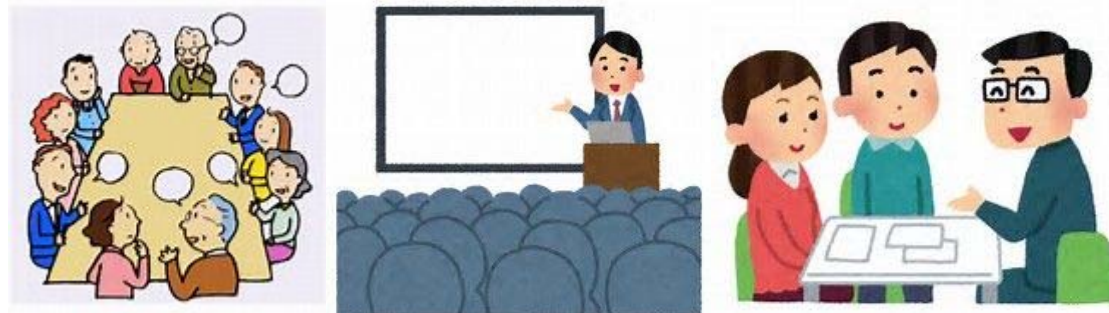
※処理人口とは、下水道が整備されて接続が可能となった人数です。

城里町の公共下水道の接続率は、茨城県内の近隣自治体の接続率と比較すると、上記のとおり低い状況となります。また、近隣自治体の接続率は概ね 8 割弱から 9 割に対して、県内平均を下回る 7 割程度となります。

3 公共下水道の接続率向上の取組み

1. 下水道整備の事業化決定後

- ①事業内容の座談会・説明会を開く。当日出席できなかった住民などには戸別訪問により情報提供と直接対話を行う。
- ②整備予定地区のアンケート調査を実施する。
- ③地元住民の代表を水洗化普及員に任命し、地域住民の意識高揚を図る。



座談会

説明会

個別訪問



水洗化普及員

2. 工事着手前、又は供用開始前

- ①説明会を行う。
- ②文書通知や戸別訪問により供用開始されることを積極的にPRする。
- ③水洗化普及員により地域住民の意識高揚を図る。



説明会

文書通知

水洗化普及員

3. 供用開始後

- ① 未接続者に対して、文書指導や戸別訪問による接続推進活動を行う。



文書通知

個別訪問

【平成29年12月25日 第3回下水道審議会】

1. 下水道整備に伴う住民の費用負担
 - (1) 受益者負担金(分担金)制度
 - (2) 排水設備工事
2. 審議内容を反映した下水道整備計画案

1 下水道整備に伴う住民の費用負担

(1) 受益者負担金(分担金)制度

表 1-1 城里町受益者負担金(分担金)制度一覧

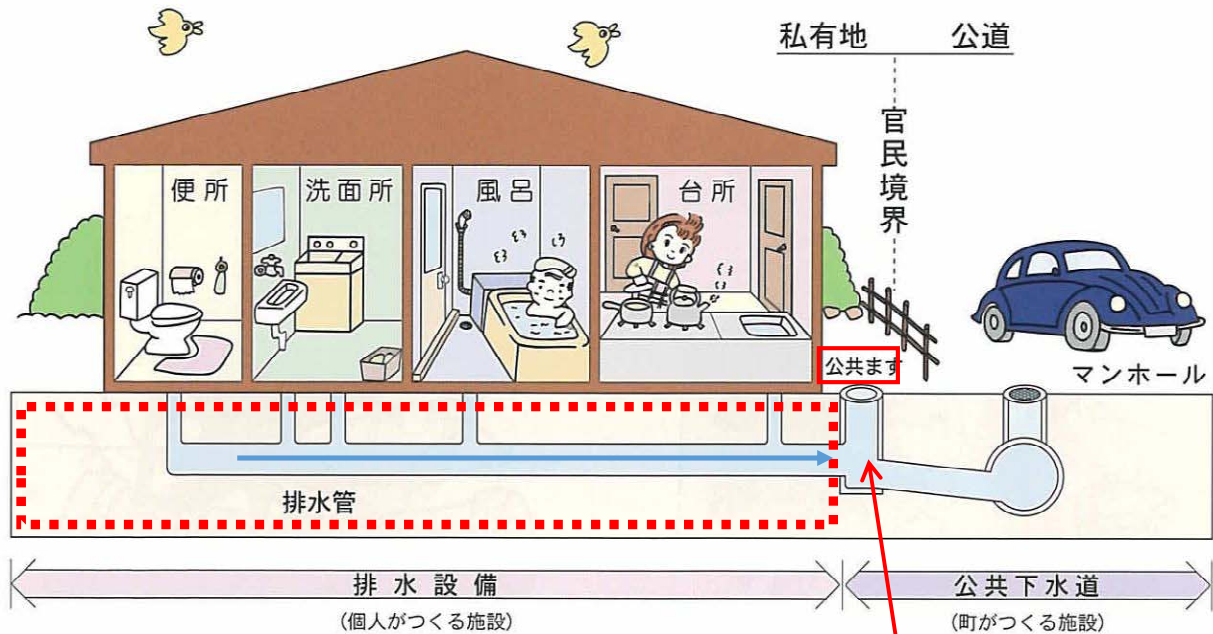
区分	負担区	地区	大字	負担金の額	備考
公共下水道	第1負担区	(常北地区)	石塚、那珂西、上泉、増井の一部、上青山の一部、下青山の一部、増井1区の都市計画区域内	1平方メートル当たり 500円	面積に応じて算出 <660㎡(約200坪)の計算例> ・660×500=330,000円 【報奨金制度】 5年分の負担金を最初の納期に一括で支払うと、約20%の報奨金を支給。 【猶予基準】 ①用途区域外においては、1筆で1,000平方メートルを超える面積(最大で500,000円)。 ②排水源のない宅地 ※その他、係争地など特殊事業により該当する。
	第2負担区	(桂地区)	栗阿波山	受益者一世帯又は、一事業所当たり 330,000円	定額制
	第3負担区		上坏、下坏 下阿野沢、上阿野沢 御前山、高根 高根台	受益者一世帯又は、一事業所当たり 340,000円	定額制
農業集落排水	上入野地区	常北地区	上入野	受益者一世帯又は、一事業所当たり 302,500円	定額制
	常北青山地区		上青山、下青山 春園、小坂 勝見沢 石塚の一部	受益者一世帯又は、一事業所当たり 224,000円	定額制
	古内地区		上古内 下古内	受益者一世帯又は、一事業所当たり 335,000円	定額制
	北方高久地区	桂地区	北方高久	受益者一世帯又は、一事業所当たり 330,000円	定額制
	孫根地区		孫根 錫高野の一部	受益者一世帯又は、一事業所当たり 340,000円	定額制

(2) 排水設備工事

町の条例により、供用開始されてから3年以内に排水設備を設置(下水道への接続)しなければならぬと定められております。また、工事は城里町指定工事店に住民が直接依頼する必要があります。

工事に伴う申請や届出等の手続きは工事店が代行して行います。

図 1-1 下水道への接続イメージ図



公共ますは公道から1m以内の私有地に設置します。

(3) 工事の種類

1) 合併処理浄化槽からの転換

水洗トイレ・洗面所・風呂・台所等の汚水を集めて処理しているため、浄化槽で使っている配管をそのまま使うことができますが、浄化槽の撤去が必要となります。

2) 単独処理浄化槽からの転換

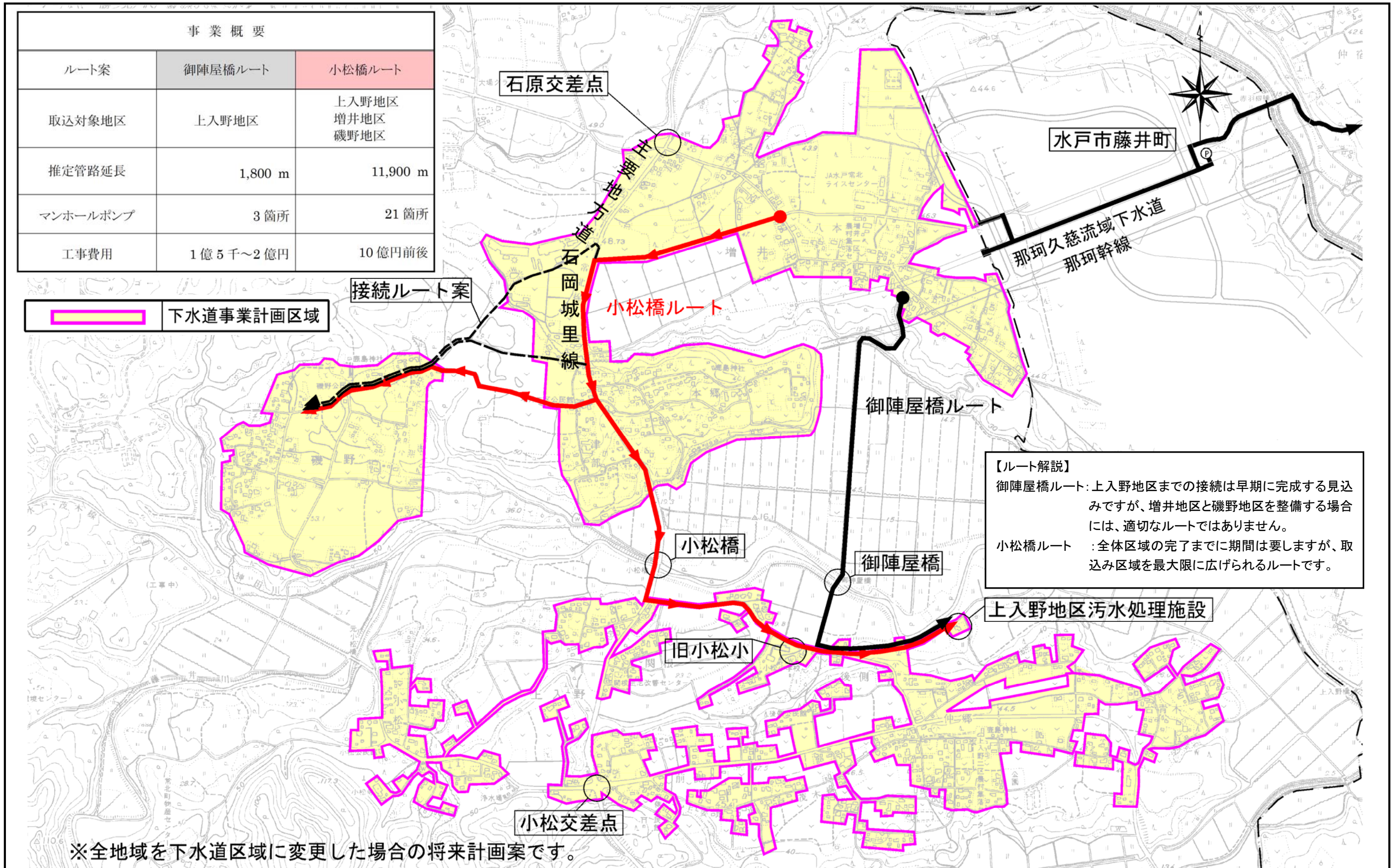
水洗トイレの汚水のみ浄化槽で処理しているため、洗面所・風呂・台所等の汚水を集める配管を設置する必要があります。また、浄化槽の撤去が必要となります。

3) 汲み取り式トイレからの転換

汲み取り便器から水洗便器への交換と水洗化に伴う住宅の改修が必要となります。また、トイレ・洗面所・風呂・台所等の汚水を集めるための配管を設置する必要があります。

2 審議内容を反映した下水道整備計画案

図 2-1 今回の対象区域の全域を下水道整備した場合の計画案





下水道マンホール蓋

ご清聴ありがとうございました



ホロル